

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地域来訪者等利便増進活動計画の認定
概 要	地域来訪者等利便増進活動計画は、地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する活動の実施に関する計画です。 地域来訪者等利便増進活動実施団体は、この地域来訪者等利便増進活動計画を市長に提出し認定の申請を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	地域再生法第17条の7
審査基準	○地域再生法第17条の7第8項 第17条の7 8 認定市町村の長は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該地域来訪者等利便増進活動計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 （1）認定地域再生計画に適合するものであること。 （2）受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第二項第一号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。 （3）円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 （4）地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。 （5）特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。
標準処理期間	180日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	地域来訪者等利便増進活動計画認定申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	
備 考	